

マイナンバー制度

第3弾

通知カード、個人番号カードについて



マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

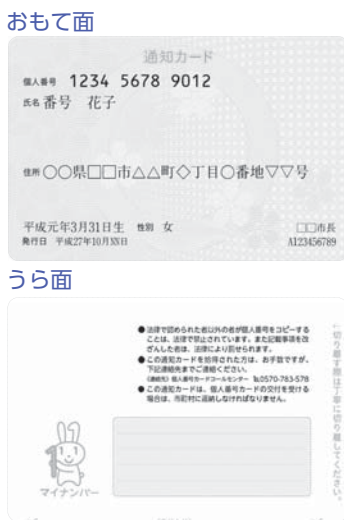
マイナンバー

検索

? どのようなカードが配布されるの？
使い道は？

通知カード

(今年10月以降住民票を有するすべての方に送付)



うら面



- おもて面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)が記載されています。
- 顔写真はありませんが、一般的な本人確認の手続きには使用できません。
- マイナンバーは、生涯にわたって同じ番号を利用していく、とても大切なものです。

通知カードが届いたら大切に保管しましょう！

個人番号カード

(来年1月以降交付開始)



- おもて面には、氏名、住所、生年月日、性別が記載されるほか、本人の写真が貼付されています。
- うら面には、マイナンバー(個人番号)が記載されるほか、様々なサービス利用が可能となるICチップが搭載されています。
- 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、ICチップに記録される電子証明書をを用いて、e-Taxなどの各種電子申請のほか、マイポータルも利用できます。
- ICチップには、所得の情報や病気の履歴などのデリケートな個人情報も記録されませんので、個人番号カード1枚からすべての個人情報がかつてしまうことはありません。

- ※マイポータル マイナンバー(個人番号)を含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかをパソコン等から確認できる別名「情報提供等記録開示システム」のことで、平成29年1月から利用開始予定です。

申請方法

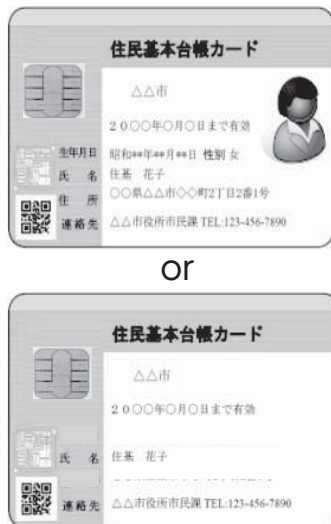
通知カードと一緒に郵送される申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵送してください。

交付方法

来年1月以降、ご本人が役場町民税務課または

各総合事務所の窓口でお受け取りになれます。なお、個人番号カードの交付を受ける際には、通知カードを返納していただきます。

住民基本台帳カード



平成28年1月を予定している個人番号カードの交付開始以降、住民基本台帳カードの新規発行は行わない予定です。平成27年12月以前に発行された住基カードについては、有効期限内は引き続きご利用いただくことができます。

マイナンバー便乗詐欺にご注意ください。

マイナンバー制度をかたり、預金口座番号など個人情報を聞き出そうとする不審な電話や訪問が各地であるそうです。個人番号を通知する前に、行政機関から何らかの手続きを求めたり、個人情報を照会することはありません。ご不明な点などについての問い合わせは、マイナンバーのコールセンター(TEL0570-0120-0178)へ全国共通ナビダイヤルへ、もしくは、役場町民税務課にお問い合わせください。

問合せ

町民税務課 ☎ 47-800-15